

## 第5次和泉市総合計画等進行管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第5次和泉市総合計画（以下「総合計画」という。）及び和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の効率的かつ効果的な進行管理を行うため、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 数値目標 総合計画においては重点施策の各節に設定する目標値であり、総合戦略においては各基本目標に設定する目標値をいう。
- (2) K P I 総合計画においては重点施策ごとに達成すべき成果として設定する指標であり、総合戦略においては施策の基本的方向ごとに達成すべき成果として設定する指標（重要業績評価指標）をいう。

(進行管理の実施)

第3条 総合計画及び総合戦略（以下「計画等」という。）の進行管理は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 事前評価 数値目標及びK P Iの達成に向け取組を実施する課等の長が、当該取組を実施する年度の前年度に取組の目的、内容、目標等を設定する。
  - (2) 事後評価 前年度に実施した取組の実施状況の把握、事前評価において設定した目標の達成度の分析及び評価を行うとともに、数値目標及びK P Iの達成に向けた今後の取組及び方向性を明示する。
  - (3) 内部評価 事後評価の結果をとりまとめた後、次条に定める会議において数値目標及びK P Iの達成度等の総括を行う。
  - (4) 外部評価 和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び和泉市総合計画に係る事務事業の評価等に関する外部評価委員会において、計画等に係る事業の評価、検証等を行う。
- 2 数値目標及びK P Iの達成度、評価の結果等については、市ホームページ等により公表する。
- 3 進行管理の過程で行う評価については、事業の改善等に活用するものとする。

(会議)

第4条 計画等の効率的かつ効果的な進行管理を行うため、総合計画進行管理会議（以下「会議」という。）を置き、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 会議に委員長1名、副委員長2名を置き、委員長は和泉市副市長事務分担規程（平成29年和泉市訓令第7号）第2条で定める政策企画室担当副市長をもって充て、副委員長は他の副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるときは、他の副市長、教育長の順でその職務を代行する。
- 4 会議は、委員長が必要の都度招集し、会議の議長となる。
- 5 委員に事故等があり会議に参加できないときは、委員の指名した者が代理して会議に出席することができる。

6 会議の結果については、必要に応じ市長へ報告し、その指示を仰ぐものとする。

(会議の担当事務)

第5条 会議の担当事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画等の進行管理に関すること。
- (2) 事前評価及び事後評価の検証に関すること。
- (3) 計画等に係る関係所属の意見及び事業の調整に関すること。
- (4) 計画等の内部評価及び外部評価対象事業の選定に関すること。
- (5) 計画等に係る政策提言に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、計画等の進行管理に係る特命事項への参画及び調整に関すること。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、職員及び知識経験者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、計画の進行管理担当課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

別表 (第4条関係)

委 員
和泉市副市長事務分担規程第2条で定める政策企画室担当副市長
他の副市長
教育長
参与
市長公室長
総務部長
環境産業部長
福祉部長
市民生活部長
子育て健康部長
都市デザイン部長
上下水道部長
消防長
教育・こども部長
生涯学習部長